

## 令和7年度第2回龍ヶ崎市情報化推進委員会

日時：令和7年10月15日（水）  
10：00～

場所：庁議室

- 1 龍ヶ崎市情報化推進に関する規程の一部改正について
- 2 自治体情報システム標準化について
- 3 令和7年度情報システム中期事業計画査定について
- 4 その他

## ○龍ヶ崎市情報化推進に関する規程

平成20年3月21日

訓令第6号

(目的)

第1条 この規程は、市における情報化の推進体制を定めることにより、情報化施策を円滑に推進し、情報通信技術を用いて行財政の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(情報化統括責任者)

第2条 前条の目的を達成するため、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

2 CIOは、市内における行政の情報化を総合的に推進するものとする。

3 CIOは、副市長をもって充てる。

(情報化責任者)

第3条 CIOを補佐するため、情報化責任者を置く。

2 情報化責任者は、各部等における情報化施策の統一的、効率的及び効果的な推進に努めなければならない。

3 情報化責任者は、総合政策部長をもって充てる。

(アドバイザー)

第4条 情報通信技術の専門的視点から意見を聴取するため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、情報通信技術に関する専門知識を有する者を充てるものとする。

3 アドバイザーは、次条第1項に規定する龍ヶ崎市情報化推進委員会に出席し、意見を述べることができる。

(龍ヶ崎市情報化推進委員会)

第5条 次に掲げる事項を審議するため、龍ヶ崎市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 情報化基本計画の策定及び改訂に関すること。

(2) 情報化施策の推進及び調整に関すること。

(3) 社会保障・税番号制度の導入及び運用等に関すること。

(4) システムの導入等に係る予算化に関すること。

- (5) 前各号に定めるもののほか、情報化の推進に関すること。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
  - 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 5 委員長は、副市長をもって充てる。
  - 6 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。
  - 7 委員は、部長（総合政策部長を除く。）及び議会事務局長をもって充てる。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

（情報化推進検討部会）

第7条 委員会は、第5条第1項各号の事項を調査し、又は研究させるため、委員会に情報化推進検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

2 龍ヶ崎市庁議等規程（昭和47年龍ヶ崎市訓令第4号。以下「庁議等規程」という。）第8条、第10条及び第11条の規定は、検討部会について準用する。この場合において、庁議等規程第8条中「次長会議」とあるのは「検討部会」と、庁議等規程第10条中「次長会議」とあるのは「検討部会」と、「庁議」とあるのは「委員会」と、庁議等規程第11条中「次長会議」とあるのは「検討部会」と、「企画課長」とあるのは「デジタル都市推進課長」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第8条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門部会長及び専門部会員をもって組織する。
- 3 専門部会長及び専門部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

4 専門部会は、委員会から付議された事項について、調査し、又は研究し、専門部会長がその結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会、検討部会及び専門部会の庶務は、総合政策部デジタル都市推進課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第22号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月14日訓令第16号)

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

付 則 (平成24年8月1日訓令第36号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年3月19日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月28日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

龍ヶ崎市訓令第 号

龍ヶ崎市情報化推進に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市情報化推進に関する規程の一部を改正する訓令

龍ヶ崎市情報化推進に関する規程（平成20年龍ヶ崎市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報化推進検討部会) 第7条 省 略 2 <u>龍ヶ崎市庁議等規程（昭和47年龍ヶ崎市訓令第4号。以下「庁議等規程」という。）第8条、第10条及び第11条の規定は、検討部会について準用する。この場合において、庁議等規程第8条中「次長会議」とあるのは「検討部会」と、庁議等規程第10条中「次長会議」とあるのは「検討部会」と、「庁議」とあるのは「委員会」と、庁議等規程第11条中「次長会議」とあるのは「検討部会」と、「企画課長」とあるのは「デジタル都市推進課長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(情報化推進検討部会) 第7条 省 略 2 <u>検討部会は、検討部会長及び検討部会員をもって組織する。</u>  3 <u>検討部会長は、デジタル都市推進課長をもって充てる。</u> 4 <u>検討部会員は、企画課長及び財政課長をもって充てる。</u> 5 <u>検討部会は、委員会から付議された事項について、調査し、又は研究し、検討部会長がその結果を委員会に報告しなければならない。</u></p>

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

※ 参考（読み替え後）

（検討部会次長会議の構成）

第8条 検討部会次長会議は、規則第3条第3項及び龍ヶ崎市教育委員会事務局組織規則（昭和51年龍ヶ崎市教育委員会規則第2号）第7条第3項に規定する次長をもって構成する。

（検討部会次長会議の運営）

第10条 検討部会次長会議は、総合政策部次長が主宰する。ただし、総合政策部次長に事故があるとき、又は欠けたときは、次長のうちから、あらかじめ総合政策部次長が指定する者がその職務を代理する。

2 検討部会次長会議は、委員会庁議から開催の要請があったとき、又は次長自ら開催が必要であると判断したときに開催する。

3 検討部会次長会議における審議は、その内容を委員会庁議に報告するものとする。

（検討部会次長会議の付議事項の提出）

第11条 前条第2項の規定により検討部会次長会議を開催する場合における付議事項は、当該付議事項を所管する課等の長があらかじめ検討部会次長会議開催の日の7日前までにデジタル都市推進課長企画課長に文書をもって提出しなければならない。ただし、緊急な事項については、この限りでない。

## 2 自治体情報システム標準化等への対応状況

### ●標準準拠システム稼働日

令和7年1月6日

(両毛システムズ)

児童手当・児童扶養手当・子ども子育て

(北日本コンピューターサービス)

生活保護

(両備システムズ)

健康管理

令和7年10月14日

(両毛システムズ)

住民記録・印鑑登録・個人住民税・法人市民税・固定資産税

軽自動車税・国民年金・国民健康保険・後期高齢・介護保険

選挙・就学

令和8年1月13日(予定)

(RCS)

障がい福祉

令和8年2月24日(予定)

(富士フィルムシステムサービス)

戸籍・戸籍附票

### ●住民情報基幹系システム標準化運用前後の対応及び課題等

○操作習得への対応(9/22～10/9)

本稼働までの期間に時間的余裕がないことから、操作を習得するための説明会は設けることができなかった。このことを踏まえ、各課においては、住民情報基幹系システム標準化後の端末操作に不安がある職員を少しでも解消するため、以下の対応を実施したところです。

#### 1 電算室への端末配置

正職員、会計年度任用職員などが業務の都合に応じて自由に操作をして、及び出張所を含め、会計年度職員まで本稼働前に端末操作ができる環境を整えて、新端末での習得に努めました。

#### 2 市民窓口ステーション及び出張所への対応

職員へ操作説明を行うとともに、操作を習得するために現地に新端末を順番に1台配置しました。

※稼働後1週間はベンダーSEが電算室に待機する。また、市民窓口ステーションについては、18日(土)19日(日)SEが立会いを予定しています。

※初回のバッチ処理作業等については、業務毎に担当SEがフォローを行います。

#### ○収納の消し込み作業について

これまでは、税金や料金に係る消し込み(支払い済みを記録)作業について、金融機関で支払いが行われたものは常陽銀行が集約し、データ化されたものが、市へ送付され、その後に担当課(納税課、保険年金課、介護保険課)で消し込み作業を行ってきました。

今回のシステム標準化にあたり、納付書のレイアウトが変更となったため、委託先である常陽コンピューターサービス側のシステム改修が必要となりました。

この改修をするにあたり、予算の確保や改修のスケジュールが標準化準拠日に間に合わなかったため、改修が終わる時期(令和8年3月頃)までは、一部職員の手作業により対応しなければなりません。

なお、手作業での対応については、9月17日に業務担当SEより各課に説明を実施しております。また、事務処理ミスの少ない効率的な消し込み方法については、関係各課と業務担当SEが個別に調整を行っております。

→システム修正については9月補正にて予算を確保し、今後、契約締結に向けて事務手続きを進める予定です。

#### ○証明書のレイアウトについて

標準化にあたり、変更となる納税証明書や課税証明書等の証明書類のレイアウトや出力内容について、過度な出力項目(宛名番号、通番?)があることや、レイアウト等に不備も見られます。

このことを踏まえ、至急委託ベンダーを通じ、現在、両毛システムズを通じて開発ベンダー(富士通)へ打診するなど、状況を確認した

ところでは。

1 ベンダーから回答

一部標準仕様書に記載のものについては、一部設定ミス等がありました。

2 運用での対応

極力修正に努める、運用回避せざるを得ないものも一部あります。

○公金収納デジタル化への対応について

総務省及びデジタル庁では、自治体に対して令和8年6月開始を目標に公金収納のデジタル化を要請しています。これを実施することを国は義務としてはいませんが、重点目標として位置づけております。

これを受けて、共通納税システムへの対応が税金や料金等について必要となることから、今回の情報システム中期事業計画にて財政課や納税課、税務課から必要経費等の提出があったところです。

ただし、標準化対応のため、納付書が出力されるシステムによっては、納付書へのe L - Q R出力対応が令和8年6月に間に合わないものもあります。

※対応状況

① 住民情報基幹系システム出力納付書

対応済：住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税  
未対応：介護保険、後期高齢者

対応時期については、開発元の富士通が標準化対応のため令和9年度以降となり、令和8年度には行うことができません。

② 公会計システム

令和8年度中に改修して、対応する予定です。

●その他標準化に対する課題について

○経過措置承認システムへの対応

標準仕様書記載の一部機能の実装が間に合わないシステムで、デジタル庁へ申請し承認されたものについては、移行後の実装が可能となります。なお、経過措置対象となった機能については、いつ実装するのか、そのための費用はどうするのか、補助金はあるのかなど今後確

認、調整が必要です。

※現在承認されている経過措置システム

生活保護システム（北日本コンピューターサービス）

障がい福祉システム（RCS）

戸籍附票システム（富士フィルムシステムサービス）

○ガバメントクラウド利用料支払い方法について

令和7年度から、ガバメントクラウド利用料については、自治体負担（令和6年度は国負担）となり、龍ヶ崎市でも令和7年度予算から支出を行っています。その支払い方法は、デジタル庁は Pay-easy を利用した支払いを原則としていますが、全国の自治体のほとんどが Pay-easy の支払いに対応できていないため、暫定処置としてデジタル庁への口座への振込での支払いが認められており、本市でもその暫定処置にて対応してきたところです。

その後、デジタル庁から令和7年9月12日付け事務連絡にて、令和8年2月利用分支払いからは Pay-easy を利用した方法へ切替を行う必要があるとの通知ありました。この通知を受け、本市では、会計課を通じて常陽銀行と Pay-easy 払いについて調整を行った結果、令和8年度からの導入の結論となったため、現在デジタル庁へ Pay-easy での支払いを令和8年3月利用分まで遅らせる措置を依頼し、調整を行っております。

### 3 情報システム中期事業計画について

#### (1) 対象事業

令和8年度から令和12年度までに事業開始を予定している、または想定される次の事業

- ① 新規システムの導入
- ② 既存システムの更新・再構築
- ③ 関連機器の新規購入・更新
- ④ 新規アプリケーションの購入
- ⑤ その他

#### (2) スケジュール

時 期	内 容
7月24日～8月22日	照会期間 各課等にて公会計システムへ入力
9月16日～19日	企画・管財と合わせてヒアリングを実施
9月22日～	デジタル都市推進課で評価結果を取りまとめ、 査定案を作成
10月2日	情報化推進検討部会にて査定案の協議・決定

#### (3) 各課等からの調査票提出状況

区 分	提出件数
(1) 新規システムの導入	5件
(2) 既存システムの更新・再構築	31件
(3) 関連機器の新規購入・更新	4件
(4) 新規アプリケーションの購入	1件
(5) その他	1件
合 計	42件

#### (4) 1次査定の結果

区 分	2次要求可	2次要求不可	継続審議	査定なし
(1) 新規システムの導入	3件	1件	1件	0件
(2) 既存システムの更新・再構築	30件	1件	0件	0件
(3) 関連機器の新規購入・更新	4件	0件	0件	0件
(4) 新規アプリケーションの購入	1件	0件	0件	0件
(5) その他	0件	0件	1件	0件
合 計	38件	2件	2件	0件

令和8年度情報システム中期事業計画一覧

(単位：千円)

No.	課等名	計画事業名称	事業区分	概要	評価	区分	総額	R7.12債務	R7.12補正	R8	R9	R10	R11	R12	内容
1	秘書広聴課	市公式ホームページクラウド移行事業	既存システムの更新・再構築	市公式ホームページ作成システムで現在使用しているサーバーのサービス提供がなくなることから、クラウドに移行する。	条件付2次要求可	要求額	3,810			3,810	0	0	0	0	ホームページ継続利用のためには必須の作業である。2次要求においては、見積精査のうえ行うとともに、今後のホームページ更新についても検討すること。
						査定額 (内補助該当)	3,810 (0)			3,810 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
2	デジタル都市推進課	データ分析基盤利用費	新規システムの導入	マイナンバー系データ（住民基本台帳、国民健康保険、健康管理）の集約・分析・可視化及び分析結果の集約・蓄積・共有化のためのデータ分析基盤SaaSの利用。EBPMを推進し、質の高い行政サービスの提供や業務効率化を図る。	その他	要求額	28,250			5,650	5,650	5,650	5,650	5,650	業務においてデータを有効に活用していくためには、そのための分析基盤やツールは大切なものである。しかし、費用や方法等について、更なる検討が必要と思われる。そのため、継続審議とする。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
3	防災安全課	防災情報伝達システム等運用費	新規システムの導入	避難所の受付対応、避難者の管理・集計業務、市災害対策本部との情報共有をデジタル化するほか、防災アプリにおいて多言語化機能を導入する。	2次要求不可	要求額	37,396			9,988	6,852	6,852	6,852	6,852	災害対応に有効であるといえども、利用想定が少なく、費用対効果が見込まれない。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
4	人事行政課	開票集計システム用端末購入	既存システムの更新・再構築	開票集計システム用PC端末の購入（2台）	2次要求可	要求額	370			370	0	0	0	0	現在の端末が老朽化により、故障のリスクや対応プリンタがなくなる恐れがある。適正な選挙執行のためには必要。
						査定額 (内補助該当)	370 (82)			370 (82)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
5	財政課	公会計システム運用費	既存システムの更新・再構築	令和8年10月からの地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した地方税以外の公金（道路占用料など）収納対応の公会計システムを運用する。	2次要求可	要求額	935			275	660	0	0	0	国において公金収納のデジタル化が急がれている所であり、対応のためには必須。
						査定額 (内補助該当)	935 (0)			275 (0)	660 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
6	財政課	公金収納デジタル化事業	関連機器の新規購入・更新	令和8年9月までに地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した地方税以外の公金（道路占用料など）収納を可能とするため公会計システムの改修を実施する。	2次要求可	要求額	440			440	0	0	0	0	国において公金収納のデジタル化が急がれている所であり、対応のためには必須。
						査定額 (内補助該当)	440 (0)			440 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
7	税務課	地方税電子申告支援サービス運用費（市民税）	既存システムの更新・再構築	令和8年度に予定されているeLTAXの更改に係る対応をするために地方税電子申告支援サービスのシステム改修をする。	2次要求可	要求額	616			616	0	0	0	0	eLTAXの更改に係る対応には必須。
						査定額 (内補助該当)	616 (0)			616 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
8	税務課	住民情報基幹系標準化システム運用費（資産税）	既存システムの更新・再構築	令和9年度土地評価替えにより標準地を統合・新設した路線について、新たな標準地番号に紐づいた路線番号への振替作業をSEに委託するため。	2次要求可	要求額	594			594	0	0	0	0	固定資産税の適正評価のためには必須。
						査定額 (内補助該当)	594 (0)			594 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
9	税務課	自治体実務解説サービス利用費	新規システムの導入	これまで懶ぎょうせいより消耗品で購入してきた加除書籍が、データベース化された検索サービスとして提供が開始されたことから、既存書籍を移行するとともに、業務上有効なサービスを追加する。	2次要求可	要求額	1,490			298	298	298	298	298	紙からデータベース検索となることから、検索性等が大幅に向上。
						査定額 (内補助該当)	1,490 (0)			298 (0)	298 (0)	298 (0)	298 (0)	298 (0)	
10	税務課	地方税電子申告支援サービス運用費（資産税）	既存システムの更新・再構築	令和9年度に予定されている納税通知書等（固定資産税と軽自動車税）の電子化に対応するために地方税電子申告支援サービスのシステム改修をする。	2次要求可	要求額	440			440	0	0	0	0	納税通知書の電子化対応のためには必須。
						査定額 (内補助該当)	440 (0)			440 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

No.	課等名	計画事業名称	事業区分	概要	評価	区分	総額	R7.12債務	R7.12補正	R8	R9	R10	R11	R12	内容
11	納税課	預貯金照会電子化サービス利用費	既存システムの更新・再構築	預貯金照会電子化サービスとは、自治体が行う財産調査等において、調査対象者の取引先である金融機関等に対して行う取引照会(預貯金等照会)業務を、LGWAN(総合行政ネットワーク)を介して電子的に行うサービスである。	2次要求可	要求額	5,810			1,162	1,162	1,162	1,162	1,162	現在運用中であり、調査対象金融機関数の拡大や回答日数の大幅な短縮など電子化による効果がある。
						査定額 (内補助該当)	5,810 (0)	●		1,162 (0)	1,162 (0)	1,162 (0)	1,162 (0)	1,162 (0)	
12	納税課	納税関連サービス利用費	既存システムの更新・再構築	・地方税共通納税サービスを利用し、納税手法の多様化を図るためのサービス利用料 ・インターネットを介して口座振替登録申請ができるWeb口座振替受付サービス及びページ口座振替受付サービスの利用料 ・インターネットを介した軽自動車税の納付状況確認	2次要求可	要求額	41,122			8,286	8,264	8,176	8,220	8,176	軽自動車税納税確認サービスについて、事務効率上がるだけでなく、市民等の利便性の向上が見込まれる。
						査定額 (内補助該当)	41,122 (0)			8,286 (0)	8,264 (0)	8,176 (0)	8,220 (0)	8,176 (0)	
13	納税課	地方税共通納税サービスシステム更改	既存システムの更新・再構築	市税の納付に利用している地方税共通納税サービスについて、料の納付に対応できるよう、既存システムの更改を行うもの。	2次要求可	要求額	550			550	0	0	0	0	国において公金収納のデジタル化が急がれている所であり、対応のためには必須。
						査定額 (内補助該当)	550 (0)			550 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
14	管財課	市営住宅業務管理システム用端末購入	関連機器の新規購入・更新	市営住宅業務を管理している端末がWindows10であり、サポート期間が終了となるため、最新の端末に更新するとともに、現業務管理システムのセットアップ作業を依頼する。	条件付2次要求可	要求額	2,627			1,571	264	264	264	264	見積の端末がかなり高スペックであるため、20%減額。設定費用も10%減額。またR9以降のシステム保守は本事業外のため削除。
						査定額 (内補助該当)	1,110 (0)			1,110 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
15	こども家庭センター	健康管理システム修正(乳児1か月健診)	既存システムの更新・再構築	国保連から送られてくる乳児1か月健康診断結果ファイルを健康管理システムに自動で取り込むための改修	2次要求可	要求額	506			506	0	0	0	0	現在1件につき20分程度の時間をかけている入力作業について、データを連携させる仕組みを構築することによって大幅に短縮出来る。
						査定額 (内補助該当)	506 (0)			506 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
16	こども家庭センター	健康管理システム修正(副本レイアウト修正)	既存システムの更新・再構築	令和8年6月に改訂されるデータ標準レイアウトに基づき「妊産婦健診」と「各種乳幼児健診」に関する副本登録対応のためのシステム変更を行う	2次要求可	要求額	0			0	0	0	0	0	副本登録のためのレイアウト修正であり必須。補助1/2ありにて2次要求可能。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
17	障がい福祉課	国保連伝送システム用端末購入	関連機器の新規購入・更新	適正な国保連伝送業務遂行のため。	条件付2次要求可	要求額	243			243	0	0	0	0	適正な業務遂行のためには必須。見積に疑義があるため、一部金額変更。ウイルス対策5年間分に変更、初期設定費用削除。
						査定額 (内補助該当)	236 (0)			236 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
18	健康増進課	健康管理システム運用費(成人)	既存システムの更新・再構築	データ標準レイアウトに基づく「歯周疾患検診」データ追加に伴う副本登録対応のためのシステム改修を行う。	2次要求可	要求額	0			0	0	0	0	0	副本登録のためのレイアウト修正であり必須。補助1/2ありにて2次要求可能。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
19	医療対策課	健康管理システム運用費(予防接種)	既存システムの更新・再構築	令和8年6月に改訂されるデータ標準レイアウトに基づき「帯状疱疹ワクチン」と「小児用肺炎球菌(20価)ワクチン」の副本登録対応のためのシステム改修を行う	2次要求可	要求額	0			0	0	0	0	0	副本登録のためのレイアウト修正であり必須。補助1/2ありにて2次要求可能。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
20	医療対策課	小児医療オンライン相談事業	既存システムの更新・再構築	小児医療オンライン相談の導入により、子育て中の保護者が子どもの急な体調の変化に際し、医療機関受診の要否の判断や、日常の不安や疑問を解消するための支援を行う。	2次要求可	要求額	18,085			3,617	3,617	3,617	3,617	3,617	今年度からサービス開始したものであり、関心は高いものである。今後効果検証を行っていくこと。
						査定額 (内補助該当)	18,085 (9040)			3,617 (1808)	3,617 (1808)	3,617 (1808)	3,617 (1808)	3,617 (1808)	

No.	課等名	計画事業名称	事業区分	概要	評価	区分	総額	R7.12債務	R7.12補正	R8	R9	R10	R11	R12	内容
21	医療対策課	予防接種デジタル化推進事業	その他	改正予防接種法に基づき、令和10年4月までに予防接種事務のデジタル化を進める 健康管理システム改修、予診情報・予防接種記録管理/請求システム（予予・請求システム）の運用、委託医療機関が使用する民間アプリの導入・運用	その他	要求額	0			0	0	0	0	0	国による自治体・医療機関等をつなぐ情報連携のための対応。詳細は不明のため、今後経過を見守り適切な時期に再度計画策定すること。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
22	保険年金課	福祉情報システム修正	既存システムの更新・再構築	既存の福祉情報システムを、国が推進するPMH（自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム）に対応できるよう改修するもの。	条件付2次要求可	要求額	2,508			2,508	0	0	0	0	国による自治体・医療機関等をつなぐ情報連携のための対応。接続方法等詳細を確認し、他経費等も必要に応じて算出すること。
						査定額 (内補助該当)	2,508 (0)			2,508 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
23	市民窓口課	戸籍システム改修事業	既存システムの更新・再構築	令和9年度に、住民票に記載されている旧氏を戸籍の附票に連携し、戸籍の附票に旧氏を職権記載することが開始予定されている。そのためのシステム改修である。	2次要求可	要求額	1,848			1,848	0	0	0	0	戸籍へのカナ氏名表記のためには必須。経費については国庫補助の動向を注視すること。
						査定額 (内補助該当)	1,848 (0)			1,848 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
24	市民窓口課	住民記録等証明郵送請求キャッシュレスサービスシステム運用費	新規システムの導入	住民票・戸籍等各種証明書の郵送請求の際に使用されている郵便定額小為替による手数料の支払いをキャッシュレス化する。	条件付2次要求可	要求額	6,116			1,864	568	1,228	1,228	1,228	事業としての必要性は認める。システム選定にあたっては、他事業者や他市事例等を参考に再検討すること。
						査定額 (内補助該当)	6,116 (742)			1,864 (742)	568 (0)	1,228 (0)	1,228 (0)	1,228 (0)	
25	市民窓口課	戸籍証明書コンビニ交付システム構築事業	新規システムの導入	キオスク端末による証明書の自動交付に戸籍関連証明書（戸籍・戸籍の附票）を追加するもの	2次要求可	要求額	31,517			17,525	3,498	3,498	3,498	3,498	令和5年度第3回情報化推進委員会にて、コンビニ交付への戸籍証明書追加は承認済み。適正な時期及び補助金等活用すること。
						査定額 (内補助該当)	31,517 (8761)			17,525 (8761)	3,498 (0)	3,498 (0)	3,498 (0)	3,498 (0)	
26	市民窓口課	マイナンバーカードオンライン申請補助端末貸借	既存システムの更新・再構築	マイナンバーカード普及促進の一環として、マイナンバーカードの申請支援を行うための専用端末を貸借するものである。現在使用している同端末の貸借期限が終了となるため、新たに貸借契約を行うものです。	2次要求可	要求額	3,273			364	1,091	1,091	727	0	適正なマイナンバー交付事務のためには必須。費用も全額国庫補助。
						査定額 (内補助該当)	3,273 (3273)			364 (364)	1,091 (1091)	1,091 (1091)	727 (727)	0 (0)	
27	農業政策課	水田台帳連動型地図情報システム改修事業	既存システムの更新・再構築	既存の水田台帳システムを改修し、新たに地図情報システムと連動させることで、電子地図及びタブレットの活用が可能となり、現地確認作業の正確性向上や現地情報の集積を実現する。	2次要求不可	要求額	2,964			2,422	271	271	0	0	運用面において、タブレット端末に個人情報情報を保存し外部へ持ち出しを行うこととなり、情報漏えいの危険性が高い。その危険性を放置したままのシステム化は不可。
						査定額 (内補助該当)	0 (0)			2,422 (0)	271 (0)	271 (0)	0 (0)	0 (0)	
28	都市計画課	公開型地理情報システム運用費	既存システムの更新・再構築	公開型GISについては、令和6年度に、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し整備を行ったところであり、実施計画において、コンテンツの拡充を掲げている	条件付2次要求可	要求額	7,810			3,322	1,122	1,122	1,122	1,122	専門的なGISとしての位置づけたものであり、専門的なコンテンツを拡充することとする。
						査定額 (内補助該当)	7,810 (0)			3,322 (0)	1,122 (0)	1,122 (0)	1,122 (0)	1,122 (0)	
29	教育総務課	小学校校務系システム機器等更新	既存システムの更新・再構築	老朽化したサーバ類を更新する。	条件付2次要求可	要求額	45,659			7,499	10,158	8,489	9,423	10,090	R8 校務支援システム3月分+UNIFAS、R9 UNIFAS分追加校務支援システムについて、共同利用の5市で今後の方針を決定すること
						査定額 (内補助該当)	40,112 (0)		●	7,499 (0)	10,158 (0)	8,489 (0)	9,423 (0)	10,090 (0)	
30	教育総務課	中学校校務系システム機器等更新	既存システムの更新・再構築	老朽化したサーバ類を更新する。	条件付2次要求可	要求額	26,571			3,750	5,318	5,306	5,890	6,307	R8 校務支援システム3月分+UNIFAS、R9 UNIFAS分追加校務支援システムについて、共同利用の5市で今後の方針を決定すること
						査定額 (内補助該当)	24,433 (0)		●	3,750 (0)	5,318 (0)	5,306 (0)	5,890 (0)	6,307 (0)	

No.	課等名	計画事業名称	事業区分	概要	評価	区分	総額	R7.12債務	R7.12補正	R8	R9	R10	R11	R12	内容
31	教育総務課	小学校図書システム機器等更新事業	既存システムの更新・再構築	学校図書館事務職員が使用する事務用端末を更新する。	2次要求可	要求額	5,234			0	0	1,182	2,026	2,026	図書蔵書管理や貸出管理のためのシステムであり、業務上必須。北電台義務教育学校での運用について、今後要検討。
						査定額 (内補助該当)	5,234 (0)			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
32	教育総務課	中学校図書システム機器等更新事業	既存システムの更新・再構築	学校図書館事務職員が使用する事務用端末を更新する。	2次要求可	要求額	3,273			0	0	739	1,267	1,267	図書蔵書管理や貸出管理のためのシステムであり、業務上必須。北電台義務教育学校での運用について、今後要検討。
						査定額 (内補助該当)	3,273 (0)			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
33	教育総務課	小学校GIGAスクール端末更新事業	既存システムの更新・再構築	老朽化したGIGAスクール端末を更新し、継続的に学習環境を確保する。生徒一人ひとりの状況に合わせた教育及びプログラミング教育への貢献等が期待できる。	条件付2次要求可	要求額	269,435			45,679	55,939	55,939	55,939	55,939	学校での学びを止めないためにも、GIGA端末の更新は必須。台数は要精査。R8委託料については1割減。
						査定額 (内補助該当)	268,137 (0)			44,381 (0)	55,939 (0)	55,939 (0)	55,939 (0)	55,939 (0)	
34	教育総務課	中学校GIGAスクール端末更新事業	既存システムの更新・再構築	老朽化したGIGAスクール端末を更新し、継続的に学習環境を確保する。生徒一人ひとりの状況に合わせた教育及びプログラミング教育への貢献等が期待できる。	条件付2次要求可	要求額	150,249			25,473	31,194	31,194	31,194	31,194	学校での学びを止めないためにも、GIGA端末の更新は必須。台数は要精査。R8委託料については1割減。
						査定額 (内補助該当)	149,523 (0)			24,747 (0)	31,194 (0)	31,194 (0)	31,194 (0)	31,194 (0)	
35	指導課	授業支援システム運用費	既存システムの更新・再構築	授業支援システムの利用を通じて、教員の授業運営、児童生徒の学習をサポートし、授業の効率化と学習効果の向上を図る。	条件付2次要求可	要求額	26,950			5,390	5,390	5,390	5,390	5,390	事業としての必要性は認める。契約にあたってはサービス評価や選定を再度行うこと。
						査定額 (内補助該当)	26,950 (0)	●		5,390 (0)	5,390 (0)	5,390 (0)	5,390 (0)	5,390 (0)	
36	介護保険課	介護事業所台帳管理システム運用費	既存システムの更新・再構築	令和9年度の介護保険制度改正に対応するため。	2次要求可	要求額	693			693	0	0	0	0	業務継続には必須。引き続き補助等の確認を行うこと。
						査定額 (内補助該当)	693 (0)			693 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
37	保険年金課	住民情報基幹システム改修事業（国民年金）	既存システムの更新・再構築	既存の住民情報基幹システム（国民年金）を、税制改正および制度改正に対応できるように改修するもの。	2次要求可	要求額	1,848			1,848	0	0	0	0	制度改正に対応するため必須。事業者と再度見積交渉の結果、育児期間保険料免除に伴う国民年金システム改修業務分を1,440千円から1,300千円として査定する。
						査定額 (内補助該当)	1,694 (0)			1,694 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
38	デジタル都市推進課	イントラネット系システム更新	既存システムの更新・再構築	無線LANネットワーク機器の更新	2次要求可	要求額	42,356			6,297	2,777	6,294	13,494	13,494	全ての業務の根幹を成すものであり、全庁的に現在の業務継続の上では必須。
						査定額 (内補助該当)	42,356 (0)			6,297 (0)	2,777 (0)	6,294 (0)	13,494 (0)	13,494 (0)	
39	デジタル都市推進課	認証用スマートフォン購入	新規アプリケーションの購入	電話番号や認証キーなどの2段階認証のためにスマートフォンの機能を要する場面が多いため、その対応を行うためのスマートフォンを1台購入し運用する。	2次要求可	要求額	336			92	61	61	61	61	現在の様々なライセンス認証においては必須。
						査定額 (内補助該当)	336 (0)			92 (0)	61 (0)	61 (0)	61 (0)	61 (0)	
40	商工観光課	観光物産センター運営費	関連機器の新規購入・更新	龍ヶ崎市観光物産センターの管理に関する事業。現在使用しているPCのWindowsOSが10のため買換え。	2次要求可	要求額	209			209	0	0	0	0	現在の端末が老朽化により、故障のリスクの恐れがある。適正な事務執行のためには必要。
						査定額 (内補助該当)	209 (0)			209 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

No.	課等名	計画事業名称	事業区分	概要	評価	区分	総額	R7.12債務	R7.12補正	R8	R9	R10	R11	R12	内容
41	保険年金課	国庫補助申請システム運用費	既存システムの更新・再構築	国保事業月報・年報作成ほか国庫補助申請に係る国保事業報告書作成システムについて、令和8年度より開始される「子ども・子育て支援金制度」に対応するため、所要の改修を行うもの。	条件付2次要求可	要求額	347			347	0	0	0	0	制度改正に対応するものであり、改修は必須。査定は現段階における情報によるものであり、今後制度詳細等判明次第金額等精査が必要。
						査定額 (内補助該当)	347 (0)			347 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
42	保険年金課	住民情報基幹系システム運用費（国民健康保険）	既存システムの更新・再構築	令和8年度より開始される「子ども・子育て支援金制度」に係る賦課・徴収当の事務処理にあたり、基幹系標準システム（国民健康保険）と収納業務の連携を行うために所要の改修を行うもの。	条件付2次要求可	要求額	5,159			5,159	0	0	0	0	制度改正に対応するものであり、改修は必須。査定は現段階における情報によるものであり、今後制度詳細等判明次第金額等精査が必要。
						査定額 (内補助該当)	5,159 (0)			5,159 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
総額						要求額	777,639			170,705	144,154	147,823	157,322	157,635	
						査定額 (内補助該当)	697,642 (21,898)		0	142,232 (11,757)	132,199 (2,899)	134,786 (2,899)	143,556 (2,535)	144,869 (1,808)	